

項目番号	機能要件	可否
C	ハードウェア・ソフトウェア	
C. 1	共通仕様	
C. 1. 1	基本要件については以下の要件を満たすこと。	
C. 1. 1. 1	DBのライセンスやCAL等のシステム上必要な全てのソフトウェアは、本調達に含めること。	
C. 1. 1. 2	サーバ室に設置する全ての機器の諸元表を提出すること。	
C. 1. 1. 3	サーバハードウェアは、導入後7年間(2026年3月末まで)は、メーカーのサポートが受けられる製品を提案すること。なお、上記期間中にサポートが切れる製品を導入する場合は、その一覧と稼動後7年間の当院業務に支障がない対応方法を提案して当院の承認を得ること。	
C. 2	サーバ	
C. 2. 1	基本要件については以下の要件を満たすこと。	
C. 2. 1. 1	使用するハードウェアのCPU・メモリ・ハードディスク容量は、各システムの処理の規模に応じて用意し、十分にスペックを満たしていること。また、将来的な拡張性を考慮した構成とすること。	
C. 2. 1. 2	システムは、常に安定したレスポンスで稼動できるだけのシステム資源・構成であること。	
C. 2. 1. 3	システム構成は、仮想化技術(サーバやストレージの仮想化)を用いて、複数システムを1台のサーバに集約するなどスペース、ランニングコストの削減とリソースの有効利用を考慮した提案をすること。	
C. 2. 1. 4	サーバ間で実稼動率に極端に差が出ないように、各サーバの負荷のバランスを考慮したシステム構成とすること。	
C. 2. 1. 5	システムの電源投入・自動立ち上げ・自動オペレーション・自動停止等の業務スケジュールに沿った、自動運転ができること。	
C. 2. 1. 6	ディスク装置は、ディスク障害による業務の停止を防止する構成であること。	
C. 2. 1. 7	ディスク障害等によりディスク交換が必要な場合もサーバを停止することなく、システム運転中でも故障ディスクを交換できること。	
C. 2. 1. 8	ディスク障害時には、データを直前(1日以内のバックアップ)の状態まで復旧できること。	
C. 2. 1. 9	サーバに用いるハードディスクは、RAID-1、RAID-5、RAID-6等の構成により十分な冗長性を確保し、データの保護を考慮すること。	
C. 2. 1. 10	ネットワークカードは、ギガビットイーサネットに対応し、1000BASE-T等のインターフェイスを2ポート以上有すること。	
C. 2. 1. 11	インターフェイスは、接続機器追加等の将来の拡張に十分対応可能なスロットを有すること。	
C. 2. 1. 12	データベースは、システムの安定性・拡張性・標準化への対応等を考慮した、各社最良の製品を採用すること。	
C. 2. 1. 13	サーバの筐体として、ディスク・電源・ファン・電源入力系統の冗長構成を行うこと。複数のサーバを同一筐体で構成する場合は、筐体としてこれらの冗長化がなされていること。また、ディスク・電源・ファンの活性交換ができること。なお、システムに最適な製品を採用すること。	
C. 2. 1. 14	複数のサーバ間で、ディスプレイ・キーボード・マウス・DVDドライブを共用できること。	
C. 2. 1. 15	本稼動後もサーバ機器等を安定稼動させるためのメンテナンス機能を有すること。	
C. 2. 1. 16	瞬断等に対応できるように無停電電源装置を有し、長時間の停電対策として、UPSからサーバに対して自動シャットダウンが行われること。	
C. 2. 1. 17	サーバは、放射線部門システム稼働後の7年間は、24時間・365日のオンサイト保守とすること。なお、クライアント・プリンタ・周辺機器はメーカー保証期間の修理以外はスポット保守を原則とすること。クライアントのメーカー保証期間は60ヶ月以上とし、開始は2019年4月1日以降とする。	
C. 2. 1. 18	最新の機種で構成することを基本とすること。また、契約時及び導入時に、更に新しい機種が販売されている場合は、当院と協議の上、要件を満たすことを条件に新機種を納入すること。	
C. 2. 1. 19	原則として、サーバ・ラックコンソール・無停電電源装置は全てサーバラックへ格納すること。なお、サーバラックに格納できない機器がある場合は、その理由を当院へ申入れし、当院の許可を得ること。	
C. 2. 1. 20	サーバはメンテナンス時を除き、24時間・365日連続運転ができること。	
C. 2. 2	その他については以下の要件を満たすこと。	

項目番	機能要件	可否
C. 2. 2. 1	当院既存のタイムサーバ(NTPサーバ)と接続し、自動で時刻同期を行うこと。なお、本調達の全システムで時刻同期は1日1回行うこと。	
C. 3	端末	
C. 3. 1	基本要件については以下の要件を満たすこと。	
C. 3. 2	デスクトップパソコン	
C. 3. 2. 1	OSは、Microsoft Windows 10 Professional 64bit相当以上の性能・機能を有すること。	
C. 3. 2. 2	院内に設置することを十分考慮し、小型・静音設計がなされていること。	
C. 3. 2. 3	CPU・メモリ等は、医用画像の高速処理に十分対応したものであること。なお、メモリは、RIS端末は4GB以上、読影用端末は8GB以上を実装すること。	
C. 3. 2. 4	デスクトップパソコン用の汎用モニタは、23型相当以上であること。ただし、各システムに適したモニタサイズがある場合は、この限りではない。なお、一部端末については、スペースの問題があり19型相当とすること。	
C. 3. 2. 5	デスクトップパソコンに接続するモニタ構成は、別表1に示す通りとすること。	
C. 3. 2. 6	クライアントパソコンに光学式相当以上のマウスを有すること。また、環境により動作が左右されないように、マウス本体の機能又はマウスパッド等を用いて配慮すること。	
C. 3. 2. 7	既存のプリンタを接続して、印刷できること。	
C. 4	画像参照用高精細モニタ	
C. 4. 1	基本要件については以下の要件を満たすこと。	
C. 4. 1. 1	画像参照用モニタとして、当院の所有する高精細モニタ及び本調達で新規導入する高精細モニタを別表1のとおりに配置すること。また、接続に必要なグラフィックボードを本調達に含めること。	
C. 4. 1. 2	高精細モニタと汎用モニタとの構成は、別表1のとおりとすること。	
C. 4. 1. 3	PACSから展開する画像は、当該モニタ側に表示するように設定すること。	
C. 4. 1. 4	QC(品質管理)機能・ツールを有すること。	
C. 4. 1. 5	本調達で新規導入する高精細モニタは、導入後5年間の保守管理費用を本調達に含めること。	
C. 4. 2	2Mカラー高精細モニタについては以下の要件を満たすこと。	
C. 4. 2. 1	画面サイズは、21.3インチ以上であること。	
C. 4. 2. 2	解像度は、1600×1200(2MP相当)以上であること。	
C. 4. 2. 3	パネルはIPS方式であること。	
C. 4. 2. 4	視野角は、水平：178°、垂直：178°以上であること。	
C. 4. 2. 5	最大輝度は、420cd/m ² (typ)以上であること。	
C. 4. 2. 6	表示色は、1,677万色(約680億色中)以上であること。	
C. 4. 2. 7	コントラスト比は、1500：1(typ)以上であること。	
C. 4. 2. 8	DICOM Part14 GSDFのLUTをモニタに有すること。	
C. 4. 2. 9	内蔵センサーは、バックライトセンサーを有すること。	
C. 4. 2. 10	医用画像表示用モニタの品質管理に関するガイドラインJESRA X-0093の管理グレード2を満たす管理を行えること。	
C. 4. 2. 11	ビデオボードはPCI-Express x16であり、ロープロファイルサイズ又はフルサイズ(ハーフピッチ)を選択できること。	
C. 5	入出力機器については以下の要件を満たすこと。	
C. 5. 1	1次元バーコードリーダー(有線式・無線式)	
C. 5. 1. 1	読み取り速度は、100スキャン/秒以上であること。	
C. 5. 1. 2	バーコードプリンタで印字したバーコードを読み取れること。	